

■資料② J A S 構造材利用拡大事業

事業概要 林野庁HPより

今後、人口減に伴う住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、木材需要の拡大を図るには、現在木造率が低位な非住宅分野を中心に開拓することが必要です。このため、構造計算に対応出来る木材の需要及び供給を拡大することが急務であり、特に格付実績の低位な無垢材等の J A S 製品の活用に向けた取組が重要です。構造材に J A S 構造材を活用する低層の戸建て住宅を除く建築物（施主が国以外）の実証的取組みに対し、構造材の調達費用の一部を助成します。

J A S 制度とは、「農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）（JAS 法）」に基づいて、農林物資の「品質の改善」「生産の合理化」「取引の単純公正化」「使用又は消費の合理化」を図るために作られた制度です。

< J A S 製品は、品質・性能を保証します >

建築資材としての JAS 構造材

品質・性能が明確化されている J A S 構造材の使用には、様々なメリットがあります。

< 構造計算が可能 >

J A S 構造材（構造用製材、2×4 構造用製材、CLT など）の J A S 規格では、構造用製材の樹種・等級ごとにヤング係数を制定。また国土交通省告示では「木材の基準強度」が定められており、建築物の構造計算に利用が可能です。

< 正確な含水率コントロール >

J A S 規格では品目別に含水率基準を設け、表示の含水率以下の品質を保持しています。

< 寸法精度が明確 >

J A S 規格では、製品に表示されている寸法と実際の寸法との差の明記が定められており、寸法精度が明確です。

< 燃え代設計への対応 >

J A S 構造材は、準耐火構造における燃え代設計への対応が可能です。

< 高い信頼性 >

樹種、寸法、製品区分、等級等の仕様を指定することで、入手場所に問わず同等の品質、規格をそなえた製品の入手が可能です。